

鹿児島県工事成績評定要領の2019年1月改定のあらまし

目次

1.	工事成績評定の目的	3
2.	改定の経緯	3
	改定のきっかけ	3
	改定の年次計画	3
	H30年度の改定の作業	3
3.	意見公募	4
	1回目	4
	2回目	4
	意見公募の総括	4
	改定の結果	4
4.	改定の基本方針	5
5.	改定の主な内容	6
	1 施工体制その1	6
	(1) 下請契約の適正化	6
	(2) 社会保険未加入対策	6
	(3) 建設業退職金共済制度	6
	1 施工体制その2	6
	2 工程管理	7
	(1) 工程調整	7
	(2) 負担のある工程管理	7
	3 安全対策	7
	(1) 企業の組織的な取り組み	7
	(2) 職長	7
	(3) KY活動	7
	4 品質管理	7
	(1) 施工状況の判断	7
	(2) 出来栄えの判断	7

5 出来ばえ	8
6 工事特性（難易度）	9
(1) 難易度の高い工事	9
(2) 厳しい自然条件	9
7 創意工夫	9
(1) 評価対象となる工夫の明示	9
(2) NETIS登録技術	9
(3) 安全対策	9
8 社会性等（地域への貢献等）	10
6. 改訂履歴	10

1. 工事成績評定の目的

公共事業の発注者が工事成績評定を行う目的は、工事成績評定要領の第1条に謳われています。

そこには工事成績評定の目的は、「請負業者の適正な選定」及び「指導育成」に資すること、と明記されています。

この背景は、改正「品確法」です。

品確法は、入札の安さだけで受注者を選定していた従来のやりかたを改め、ある工事の結果（つまりは受注者の仕事ぶり）に応じて、これを「次の工事」の受注者の選定に活用することとしています。

「受注者の仕事ぶり」とは一概に言えませんが、それを目に見える数字に置き換える作業が工事成績評定です。

2. 改定の経緯

改定のきっかけ

現行の考査項目は、平成22年に国土交通省のものをベースに制定されたものですが、県内の施工規模に合わない部分があること、受注者から善処を求める意見が寄せられていること及び政府の働き方改革に合わせて休日の確保に関する取組みを後押しする必要があることなどから、抜本的に改善することが必要となりました。

公共三部（林務，農政，土木）の工事監査は次表のとおり、計画的に改善を進めてきました。

改定の年次計画

改善内容	H28年度	H29年度	H30年度
法令遵守等(工事事故)に対する減点の改善	①「工事事故に関する評定基準」の新設 「減点のフローチャート」の配布		
評定の制度の改善		②スロープ状配点への変更	④成績通知書の項目別評定点の変更
評定の項目の改善		③「休日の確保に対する評定基準」の新設	⑤考査項目別運用表の文言の改定

H30年度の改定の作業

H30年度は、下記の改定作業を行いました。

8月1日～9月30日	改定に対する意見公募(6者から提出あり)
10月22日	改定の素案を決定
10月22日～11月11日	改定の素案に対する意見公募(7者から提出あり)
11月30日	新規定を決定
12月1日～31日	新規定の周知, 説明
1月1日から	完成検査日が1月以降の工事から新規定を適用

3. 意見公募

調査項目の変更は、受注者の方々に大きな影響があることに鑑み、県は、受注者を含む関係者から御意見や提言を聴く、意見公募（パブリック・コメント）を実施しました。

1回目

改定案の作成に先立ち、改定すべき調査項目及び新設すべき調査項目等の全般について、本年の8月から2カ月間、意見公募を行いました。意見提出は6者でした。

2回目

前回の意見公募に寄せられた御意見や提言を踏まえて、「改定の素案」をとりまとめ、これに対する御意見を再び、お聴きしました。意見提出は7者でした。

意見公募の総括

現行の調査項目別運用表の調査項目は1,366項目あり、このうち2回の意見公募を通じて、意見の提出があった項目数は54です。（1つの項目に複数の意見があった場合も1項目としてカウントしています）

分野別の内訳は下表のとおりです。

区分	意見募集の結果		合計	分野別の内訳					
	1回目	2回目		0共通	1土木	2建築	3設備	4農政	5林務
意見あり	意見あり	意見あり	10	9	1				
	意見あり	なし	39	21	12			2	4
	なし	意見あり	5	4	1				
	合計		54	34	14	0	0	2	4
なし	なし	なし	1,312	194	590	64	151	240	73
合計			1,366	228	604	64	151	242	77

改定の結果

1回目の意見公募の意見を踏まえて、630項目を改定の素案として立案しました。

このうち、549項目を素案のまま新規定としましたが、2回目の意見公募の意見を採用して2項目を変更し、素案にあった74項目及び素案になかった6項目を見直し、素案の5項目を取り下げて、合計631項目を改定しました。分野別の内訳は下表のとおりです。

区分	改定の経緯	合計	分野別の内訳					
			0共通	1土木	2建築	3設備	4農政	5林務
改定あり	素案をそのまま、新規定とした	549	116	159	7	127	121	19
	意見を採用して、素案を変更して、新規定とした ※	2	1	1				
	素案を見直して、新規定とした	74	4	4		6	59	1
	素案になかった項目を見直して、新規定とした	6	1	4				1
	合計	631	122	168	7	133	180	21
なし	素案を取下げた	5					5	
	素案なし	730	106	436	57	18	57	56
	合計	735	106	436	57	18	62	56
合計		1,366	228	604	64	151	242	77

※以下の2項目

- ①コンクリート構造物工事の品質管理（鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理している）
- ②地域貢献活動の範囲

4. 改定の基本方針

今回の改定にあたり、意見公募で提出された意見も尊重して、県が設定した基本方針は次のとおりです。

- (1) 法令や仕様書の変更によって時代に合わなくなっている考査項目を整理して、義務化されたものを評価対象から外すとともに、任意の取り組みを新たな評価対象とする。

例えば、施工計画書を事前に提出することは当然であるから、評価対象から外す。一方、受注者が品質向上のために任意で実践している作業内容を新たな評価対象に加える。

- (2) 評定者の文言解釈によって評価が左右されないように、考査項目の文言を明確なものに換える。

例えば、「積極的である、顕著である、美観がよい」などの形容を排し、評定者が客観的なデータや事実の有無で判断できるように、表現を工夫する。

- (3) 今後のメンテナンスコストを抑制するために、建設段階から長寿命化を推進する。特に鉄筋コンクリートの老朽化対策の取り組みを高く評価する。

コンクリート標準示方書に準拠し、耐久性の向上に資する「現場の一手間、一工夫」を評価する。

- (4) 建設工事に従事する労働者の高齢化に合わせて、現場の安全対策を推進するために、これまで受注者が自主的に行ってきた取り組みを評価対象に加える。

例えば、労働安全衛生マネジメントシステムの導入、職長が中心となったKY活動などを評価対象に加える。

- (5) 働き方改革に合わせて、工程管理の評価対象を、これまでのスピード重視から、適正な進捗に見直す。

例えば、工程が遅れたとしても、その原因が受注者にはない場合は減点しない。また、災害復旧工事など、タイトな工程管理が要求される工事には積極的に加点する。

- (6) 下請の適正化、社会保険加入、建退共の推進を考査項目に加える。

これまでは「未履行の法令違反に対して減点を行う」という消極方式であったが、今後は、履行に対して加点を行う積極方式も併用する。

- (7) 本県特有の施工環境に配慮する。

例えば、工事の難易度に応じて加点される「工事特性」において、現行の規定にはなかった「離島」を加点対象とする。

5. 改定の主な内容

1 施工体制その1

建設業の社会保険未加入対策を推進するために、新たな評価項目を設けました。

これまでは、法令違反で処分を受けた場合に減点する消極方式でしたが、これからは、諸規定を履行している工事(下表の白)を加点する積極方式も併用します。

区分	法令の規定	これまで	改定後
白	履行している		加点する
グレー	履行していないが、処分がない		加点しない
黒	法律に違反して、処分を受けた	法令遵守等で減点	法令遵守等で減点

(1) 下請契約の適正化

下請に関する「建設業法令遵守ガイドライン」に抵触していない場合は加点します。

(2) 社会保険未加入対策

二次以降の下請についても、社会保険(健康保険、年金保険及び雇用保険)の加入状況を作業員名簿で確認し、これが確認できた場合は加点します。

(3) 建設業退職金共済制度

建設業退職金共済制度に加入し、現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示している場合は加点します。

1 施工体制その2

現在、1億円以上の工事(維持、建築、港湾を除く)では、共通仕様書の規定により、社内の品質証明員を置くことが義務となっています。

改定後の工事成績評定は、義務的作為(社内の品質証明員)は評価対象から外し、任意の取り組み(社外の品質証明員)を評価します。下図の網掛け部分が評価対象です。

	国土交通省の現行規定	県の旧規定	県の新規定																				
	<table border="1"> <tr> <td>試行工事</td> <td>一般工事</td> </tr> <tr> <td>社外 第三者の品質証明員は義務 ※費用は別途積上</td> <td>社外の品質証明員は任意 費用計上なし</td> </tr> <tr> <td>社内</td> <td>社内の品質証明員は義務 ※費用は共通仮設費の率分</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>1億円以上の工事</td> </tr> </table>	試行工事	一般工事	社外 第三者の品質証明員は義務 ※費用は別途積上	社外の品質証明員は任意 費用計上なし	社内	社内の品質証明員は義務 ※費用は共通仮設費の率分	工事	1億円以上の工事	<table border="1"> <tr> <td>社外の品質証明員は任意 費用計上なし</td> <td>(任意)</td> </tr> <tr> <td>社内の品質証明員は義務 ※費用は共通仮設費の率分</td> <td>(任意)</td> </tr> <tr> <td>1億円以上の工事</td> <td>維持工事 建築工事 港湾工事 1億円未満</td> </tr> </table>	社外の品質証明員は任意 費用計上なし	(任意)	社内の品質証明員は義務 ※費用は共通仮設費の率分	(任意)	1億円以上の工事	維持工事 建築工事 港湾工事 1億円未満	<table border="1"> <tr> <td>社外の品質証明員は任意 費用計上なし</td> <td>(任意)</td> </tr> <tr> <td>社内の品質証明員は義務 ※費用は共通仮設費の率分</td> <td>(任意)</td> </tr> <tr> <td>1億円以上の工事</td> <td>維持工事 建築工事 港湾工事 1億円未満</td> </tr> </table>	社外の品質証明員は任意 費用計上なし	(任意)	社内の品質証明員は義務 ※費用は共通仮設費の率分	(任意)	1億円以上の工事	維持工事 建築工事 港湾工事 1億円未満
試行工事	一般工事																						
社外 第三者の品質証明員は義務 ※費用は別途積上	社外の品質証明員は任意 費用計上なし																						
社内	社内の品質証明員は義務 ※費用は共通仮設費の率分																						
工事	1億円以上の工事																						
社外の品質証明員は任意 費用計上なし	(任意)																						
社内の品質証明員は義務 ※費用は共通仮設費の率分	(任意)																						
1億円以上の工事	維持工事 建築工事 港湾工事 1億円未満																						
社外の品質証明員は任意 費用計上なし	(任意)																						
社内の品質証明員は義務 ※費用は共通仮設費の率分	(任意)																						
1億円以上の工事	維持工事 建築工事 港湾工事 1億円未満																						
工事成績評定の文言	品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。	品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。	社外の品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。																				
方針	社外の品質証明員によるチェック体制を強制する、義務として品質証明員を置いている場合でも、自動的に加点される。	義務として品質証明員を置いている場合でも、自動的に加点される。(網掛け部分)	社外の品質証明員によるチェック体制を任意に導入した企業の取組みを評価する。(網掛け部分)																				

なお、社外の品質証明員を置いた場合は、社内の品質証明員を重ねて置く必要はありません。

2 工程管理

長時間労働の抑制と工事目的物の品質確保のために、適正な施工速度を評価します。

(1) 工程調整

工事発注後の事情によって工程が遅れる可能性が生じた場合のフォローアップを評価します。

結果として工程が遅れた場合でも、受注者に原因がないときは加点します。

(2) 負担のある工程管理

災害復旧工事のほか、タイトな工程管理が求められる工事を加点します。

発注者からの要請に基づいて工程を短縮した場合も加点します。

3 安全対策

建設業の労働災害を減少させるために、受注者が任意に行っている次の安全対策を新たに評価対象に追加します。

(1) 企業の組織的な取り組み

労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18001又はISO45001)の導入を加点します。

(2) 職長

安全管理のキーマンである職長の活動状況を加点します。

(3) KY活動

危険予知、先手の対策を評価して加点します。

4 品質管理

構造物の寿命を大きく左右するコンクリートの品質について、新規項目を設けました。特に鉄筋の腐食の原因である「ひび割れ」を未然に防止する取り組みを評価します。

(1) 施工状況の判断

受注者がコンクリートの配合を吟味して使用することを原則とします。

ひび割れを抑制するコンクリートの使用を加点します。

打設及び養生に「一手間」をかけた場合は加点します。

(2) 出来栄えの判断

ひび割れが少ないほど加点します。

5 出来ばえ

これまでのあいまいな表現を具体的なもの書き換えます。

特に「美観がよい」という項目は、下表のとおり、工事内容に適合した評価項目に変更しました。

工種名称	新规定
コンクリート構造物工事, 砂防構造物工事, 海岸工事, トンネル工事	打継目が一体化しており, この部分の補修の必要がない。
土工事(盛土・築堤工事等)	法面のふくれ, 亀裂, 浸出水がない。
切土工事	雨水や滲出水による法面浸食がみられない。
護岸・根固・水制工事	水衝部を有効に保護している。
鋼橋工事	ボルト部の防食処理が十分である。
地すべり防止工事	排水ボーリングの場合は排水量が安定している。 アンカー工の場合はアンカー群の引張力のバラツキが少ない。 抑止杭工の場合は滑動が終息している。
舗装工事	乳剤や合材による周辺の汚れがない。
法面工事	植生工の場合は発芽が均一である。 モルタル吹付の場合は厚みが均一である。 構造物の場合は補修を要するひび割れがない。
コンクリート橋上部工事	打継目が一体化しており, この部分の補修の必要がない。
塗装工事(工場塗装を除く)	色むらがみられない。
植栽工事	樹種の取り合わせ, 配置のバランスがよい。
防護柵(網)工事	基礎の根入れが十分である。
標識工事	標識板の文字のバランスや色がよい。
区画線工事	現地に合わせて, 車両の動線が滑らかになるように作図されている。
機械設備工事	運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
電気設備工事	設備の取扱説明書を維持管理に配慮して工夫している。
維持修繕工事	補修前より強度や耐久性が向上している。
電線共同溝工事	共同溝内への浸水がない。
通信設備工事, 受変電設備工事	設備の取扱説明書を維持管理に配慮して工夫している。
港湾築造工事(海岸築造工事を含む)	景観に配慮すべき部分に自然石を利用している。
ブロック製作工事(ケーソン陸上製作工事を含む)	打継目が一体化しており, この部分の補修の必要がない。
空港用地造成工事(排水工事、地盤改良工事を含む)	地盤支持力が均一である。
空港舗装工事	乳剤や合材による周辺の汚れがない。
管水路工事	弁類、機器類の埋設面が適切である。
畑地かんがい工事	営農(機器操作、作業)に支障となるものがない
ほ場整備工事	表土面に偏った湿潤状態が見られない
農道工事	降雨時の滞水が生じないよう、排水を考慮した仕上げがなされている
ため池工事	地山、現況地形との接続が適切である。
用排水路工事	水抜き等が良好に機能していることが確認できる

※工事の性質上、建築工事と山腹工事には「全体的な美観がよい」の項目が残っています。

6 工事特性(難易度)

難易度の高い工事の範囲を明らかにして、評価対象となる工事を広げるとともに、離島を有する本県特有の作業環境に配慮します。

(1) 難易度の高い工事

難易度の高い工事の判断基準を明らかにするとともに、その範囲を広げます。

(2) 厳しい自然条件

内地であっても、資機材の全部又は一部を海上運搬する必要があり、稼働率に制約を受ける工事は加点します。離島は当然に該当します。

7 創意工夫

評価対象となる創意工夫の内容を明文で示します。

(1) 評価対象となる工夫の明示

創意工夫の内容を大別すると、

- ①省力化に効果がある工夫
- ②安全性の向上に効果がある工夫
- ③工事目的物の品質の向上に効果がある工夫

が多いのですが、改定後は②と③を評価対象とすることを明示します。

(2) NETIS登録技術

これまでは、NETISが「有用な新技術」として認定した技術のうち、最新のものに限って評価対象としていましたが、改定後は最新のものに限らないこととします。

ただし評価対象は③です。

(3) 安全対策

法令で義務化される前に率先して取り入れた安全対策を評価対象に加えます。

高温による労働災害を防止するために導入した労働環境の改善を評価対象に加えます。

8 社会性等(地域への貢献等)

これまで、受注者が行った地域貢献活動と、これに対する評価結果に開きがあり、改善の要望がありました。

これは、考査項目の表現が抽象的で難しく、評価者が判断に迷うことが原因の一つであったと思われます。

新規定では、評価対象となる地域貢献活動の分野と水準を具体的に示し、評価者が容易に判断できるようにしました。

また、旧規定の「積極的」の文言を削除しましたので、結果的に受注者の負担が軽減されます。

No	重み付き 加減点	旧規定	新規定	活動の分野	備考
1	0.33	周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。	工事現場周辺の共有用地や共有施設(学校、バス停を含む)の整備や修繕等を行った。	公共施設保全活動	地域の公共スペースや施設の整備やメンテナンス。
2	0.33	現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。	工事現場周辺で一般向けの憩いのサービスを提供した(トイレの開放、観光案内、木陰のベンチほか)。	観光振興活動	現場事務所の一部を開放して、観光エイドステーションとしての機能を持たせる。(既に屋久島で実施中)。
3	0.33	定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。	当該工事に関する広報(SNSによる電子版を含む)を行った。	広報活動	現場見学会のほか、広報一般
4	0.33	道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。	工事現場周辺で、除草又は清掃等の美化作業を行った。	美化活動	従来から行われている除草等
5	0.33	地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。	工事現場周辺の地域の行事に参加若しくは協賛し、又は準備の支援をした。	地域活性化活動	地域行事への参加、裏方としての支援等
6	0.33	災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力をを行った。	工事現場周辺の地域がかかえる課題に対して協力活動を行った。災害救援活動(降灰、積雪を含む)、環境保全活動(生態系保全のための外来動植物の駆除を含む)、集落支援活動その他。	災害救援活動	自然災害、降灰、積雪等に対する救援等
				環境保全活動	生態系保全のための外来動植物の駆除、エコ活動等
				集落支援活動	人手不足解消等
				その他	その他
合計	2.00				

工事現場周辺とは、現場と同じ大字(市内の場合は町)の範囲をいいます。例えば、工事場所を示す「〇〇町〇〇地内」の〇〇を原則とします。

6. 改訂履歴

2018.12.1 初版

2019.2.7 社会性等(P10)の説明文と表を一部訂正

2019.2.20 改定の主な内容(P6)に、説明文と表を追加